

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	議事調査課

契約業者名・住所	株式会社 会議録研究所 東京都新宿区市谷砂土原町1-2-34
工事等の名称	松戸市議会本会議映像インターネット配信事業編集等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1,735,800円
工事等の概要	本会議の様態をインターネット上で配信
随意契約の理由	<p>本委託業務は、議場内で撮影した本会議の映像をインターネット上に公開するものである。</p> <p>松戸市議会インターネット中継システムは、NTTアドバンステクノロジー株式会社が提供している議会中継システム「Discuss Vision Net（ディスカビジョンネット）」を使用しており、株式会社会議録研究所がASP事業者として運用している。</p> <p>システムの運用において、インターネット公開用の映像データは、ASP事業者独自のセキュリティ対策が施されており、配信映像は、PCだけではなくスマートフォンやタブレットなどの携帯型端末機でも視聴できるよう、映像に編集・加工が必要となる。</p> <p>システムから取得したインターネット配信前及び配信後における映像の編集・加工には、システム、特にソフトウェアの構成を熟知していなければならず、映像データのデジタル化からインターネット配信に至るまでの一連の作業は密接不可分の関係にある。</p> <p>また本市議会の会議録をインターネットに公開するために、株式会社会議録研究所をシステム運用事業者</p>

としている「会議録検索システム」との連携により、議会の情報発信に対する取り組みと市民の利便性向上に大きな役割を果たしている。

なおインターネット配信及び会議録検索システムとともに、過去の映像・会議録を Web に公開しているが、映像や会議録の編集方法やデータ形式は各事業者で異なり、事業者独自のシステムであることから、過去の映像・会議録を他事業者と共有することができない。事業者が変更すると、過去の映像・会議録については、システムをはじめから見直すこととなり、膨大な費用と時間を要するため、経済的及び効率的ではない。

さらにシステムの運用中にシステム機器等やソフトウェアに障害が発生した場合、速やかな復旧対応と映像データの確保が求められることにも鑑みると、システム運用事業者である同社を選定する合理的理由がある。

したがって、本業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものである。